

## ひとり親世帯の養育費確保支援の拡充について

12月から新たに養育費保証契約の手続き支援を開始します。

子育て中のひとり親世帯が養育費を継続的に受け取り、生活の安定が図られるよう保証会社と連携して養育費の保証契約のための手続きや保証料の支援を行います。

なお、中部地方の自治体では初の取組となり、全国では4例目となります。

【養育費の現状】（厚生労働省の「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より）

養育費を定期的に  
受け取っている  
ひとり親世帯

母子世帯  
28.1%

父子世帯  
8.7%

養育費を一度も受け  
取ったことがない  
ひとり親世帯

母子世帯  
56.9%

父子世帯  
85.9%

# ひとり親世帯の養育費確保支援の拡充について

## 【概要と効果】

本市と保証会社が連携し、ひとり親世帯が保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の事務手続きを市が支援し、初年度の保証料相当額（※上限5万円）を市が保証会社に直接支払う支援を開始します。

一般的な養育費保証は、保証会社を探す手間や契約手続、審査の壁があり、保証料もひとり親世帯にかかる負担の一つとなっています。市が保証会社と連携して支援することで、簡易審査により、**ひとり親世帯が直接保証料の負担をすることなく養育費に係る1年間の保証契約を結ぶ**ことができ、養育費確保支援の強化に繋がります。

- 養育費の未払いが発生した場合、当事者間で連絡することなく翌月に保証会社が立替え、未払い分は保証会社が支払人から回収します。
- 申請者につき、1年間で最大60万円までが保証されます。



※下記【参考】小牧市養育費確保支援助成金の「(2) 養育費保証契約保証料」を充当するため、本人負担はありません。

### 【参考】小牧市養育費確保支援助成金

本市ではひとり親家庭の安定した生活と子どもの健やかな成長を図るために、養育費の取決めや履行確保にかかる費用の一部を助成しています。

- (1) 公正証書等作成費用（上限4万円）  
養育費の取決めに要する、本人が負担した公証人手数料等費用
- (2) 養育費保証契約保証料（上限5万円）  
保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する、初回の保証料
- (3) 弁護士費用（上限10万円）  
養育費の取り決めや履行確保に要する、本人が負担した着手金等の弁護士費用